

公開前規制の見直しについて

平成13年 7月25日

名古屋証券取引所

1. 改正の趣旨

社会問題化したリクルート事件を契機として平成元年に導入された公開前規制（公開前の第三者割当の実施及び株券等の移動に係る規制）については、平成11年7月、企業の公開前の資金調達を過度に制約することのないよう規制期間の短縮等の見直しが行われ、現在に至っている。

しかしながら、その後も、企業の資金調達及び円滑な公開を阻害している面があるとして、前回の規制緩和をより実効性のあるものとするよう、その見直しを求める指摘が寄せられる状況にあった。また、6月26日に決定された政府の産業構造改革・雇用対策本部の「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」（中間とりまとめ）においても「公開前規制について、早急な見直しの実現を図る」との提言が行われている。

こうした指摘が行われる背景としては、新興企業にとって最も有力な資金調達手段である第三者割当増資の禁止は、事業の展開自体に支障を及ぼしかねず、上場申請を予定する事業年度であるとはいえ新規公開の成否がいまだ確定していない段階において、公開を前提として第三者割当増資を禁止されることは、新興企業に過大なリスクを迫るものである、公開前の企業に対するプライベート・エクイティが国際化するなかにあつて、このような日本特有の規制に対し、海外投資家の理解が一層得られにくい状況になってきている、といったことが挙げられている。

我が国においては、経済再生の見地から新産業・新企業の育成が急務となっており、こうした国民経済的な要請に対して、これまで証券市場として、前述の公開前規制の見直しや新興企業向け市場の創設などの施策を順次実施してきた。同様の観点から、公開前規制を見直して市場の利便性を向上させることが適当と考えられる。

しかしながら、公開前規制を撤廃した場合には、公開前に新株等の割当てを受けた特定の者が、公開直後にそれを売却して短期利得を得るおそれが生じ、これが一般投資者の市場に対する不信・不公平感を招くことにつながりかねない。

このため、公開前規制の本旨を逸脱しない範囲において規制を整備し、企業の資金調達・株式公開をより一層円滑化させるとともに、魅力ある投資物件を投資者に提供するとの観点から、今般、公開前規制に関し以下のような見直しを行うこととする。

2. 改正の概要

項 目	内 容	備 考
1. 第三者割当等による新株発行に関する規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場申請日の属する事業年度の初日以後、株主割当以外の方法（第三者割当等）による新株発行を行っている場合であっても、割当新株について継続所有に係る確約が締結されている場合には、上場申請を受け付けるものとする。 	<p>上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から当該末日までの間に発行された割当新株については、従来どおり、継続所有に係る規制の対象とする。</p> <p>継続所有期限は、従来どおり、新株発行の効力発生日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、当該効力発生日以後1年間を経過する日）までとする。</p>
2. 転換社債等の発行及び転換等に関する規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場申請日の属する事業年度の初日以後、第三者割当等により転換社債又は新株引受権付社債（転換社債等）が発行されている場合であっても、当該転換社債等について継続所有に係る確約が締結されている場合には、上場申請を受け付けるものとする。 ・ 上場申請日の直前事業年度の末日までに転換社債等の転換又は新株引受権の行使（転換社債等の転換等）が行われていない場合であっても上場申請を受け付けるものとする。 ・ 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日より前に発行された転換社債等の転換等により発行された株式については、継続所有に係る確約を要しないものとする。 	<p>上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から当該末日までの間に発行された転換社債等については、従来どおり、継続所有に係る規制の対象とする。</p> <p>継続所有期限は、株券と同様とする。</p> <p>上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行された転換社債等の転換等により発行された株式については、従来どおり、継続所有に係る規制の対象とする。</p>
3. その他 (1) 継続所有に係る有価証券の預託方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続所有に係る有価証券について、株券の不発行制度の利用等が可能となるよう、新規上場申請者に、名証への報告及び照会に対する回答を確約させることにより、幹事証券会社への現株の預託は要しないものとする。 	<p>従来から、割当を受けた者が割当新株の譲渡を行った場合には、新規上場申請者は名証に対し、その旨を報告することとしていたが、今般、これに加え、割当新株の所有状況に係る名証の随時の照会に対して新規上場申請者が回答する旨を新たに確約に盛り込むこととする。</p>

<p>(2) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場時の株式が単一銘柄であることとしている取扱いについて、優先株等特種の株式を発行している状態での上場を可能とするように改める。 ・株式が外国の証券取引所又は外国の組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている新規上場申請者については、公開前規則の適用対象外であることを明らかにする。 ・その他、所要の改正を行う。 	<p>未公開企業が特種の株式についても上場しようとする場合には、普通株の新規上場の後に上場申請を受け付けることとする。</p>
----------------	---	---

3. 改正の時期

平成13年9月の実施を目途とする。

以 上